

改正案	現行
<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 観光庁長官は、登録の申請者が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していない者</p> <p>三 （略）</p> <p>四 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前三号又は第六号のいずれかに該当するもの</p> <p>五 九 （略）</p> <p>2 （略）</p>	<p>（登録の拒否）</p> <p>第六条 （同上）</p> <p>一 （同上）</p> <p>二 禁錮以上の刑に処せられ、又はこの法律の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過していない者</p> <p>三 （同上）</p> <p>四 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前三号のいずれかに該当するもの</p> <p>五 九 （同上）</p> <p>2 （同上）</p>

国土交通省令第三十五号

旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第四条第二項の規定に基づき、旅行業法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

国土交通大臣 前田 武志

旅行業法施行規則の一部を改正する省令

旅行業法施行規則（昭和四十六年運輸省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条の三第一項第二号口中「住所」の下に「（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所並びにその代表者の氏名）」を加える。

附 則

この省令は、民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。

国土交通省令第二十六号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第一百七条の六第三項の規定に基づき、土地区画整理法第一百七条の四第一項に規定する指定検定機関を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年三月三十日

国土交通大臣 前田 武志